

2018年12月3日

株主及び登録株式質権者各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号  
株式会社 東芝  
代表執行役会長 CEO 車谷 暢昭

剰余金の配当に関する基準日設定公告

当社は、2018年12月31日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、基準日から3か月以内に効力発生となる剰余金の配当の支払いを受けることができる株主と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社  
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

以上